国立大学法人長崎大学入札監視委員会定例会議議事概要

開催日及び場所	平成29年10月13日（金）　事務局2階　第6会議室	
委　　員	委員長　赤羽　耕介　（公認会計士） 委　員　永田　雅英　（弁護士） 委　員　垣原　清次 （国土交通省九州地方整備局 長崎河川国道事務所長）	
審議対象期間	平成28年7月1日　～　平成29年6月30日	
抽　出　案　件　（合計）	7　件	（備考） 今回の審議対象期間においては、再苦情の申立て及び同審議依頼はなし。
工　事　（小計）	6　件	
一般競争入札 （政府調達に関する協定対象工事）	0　件	
一般競争入札 （上記工事を除く）	5　件	
工事希望型競争入札	0　件	
通常指名競争入札	0　件	
随意契約	1　件	
設計・コンサルティング業務（小計）	1　件	
公募型プロポーザル方式	0　件	
簡易公募型プロポーザル方式	0　件	
簡易公募型プロポーザル方式（拡大）	0　件	
標準型プロポーザル方式	0　件	
一般競争入札	1　件	
随意契約	0　件	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意　見・質　問	回　　答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

別 紙

質　　問	回　　答
1. 国立大学法人長崎大学において発注した建設工事について （事務局より説明） ・特になし	
2. 国立大学法人長崎大学において発注した設計・コンサルティング業務について （事務局より説明） ・特になし	
3. 低入価格調査制度調査対象工事の発生状況について （事務局より説明） ・特になし	
4. 指名停止等の措置状況について （事務局より説明） ・特になし	
5. 抽出・指定の考え方について （事務局より説明）	
・点検事項④で低入札業者数が多い案件を抽出した考え方はいかに。	・入札参加者数が多く、かつ低入札業者数が多い案件のほうが審議事項として適当ではないかという考え方から、入札参加者数が多く、かつ低入札業者数が多い案件2件を抽出した。
6. 建設工事及び設計・コンサルティング業務における抽出案件の審議 **（1）一般競争入札** **【（坂本2）病棟・診療棟3階生理検査室改修電気設備工事】** （事務局より資料に基づき概要説明）	
・一般的な工事だと思われるが、業者が参加しない理由は推測されるか。	・公告を年末近くに行ったため、その時期、既に地方自治体等は多くの工事を発注していることから、施工業者が更に本工事に参加することが困難だったと推測する。
・適正な工期が設定されているのか。また、特別な設計、作製が必要なものではなく、一般的に市場に出回っているものを発注したとの理解でよろしいか。	・そのとおり

別 紙

質　　問	回　　答
（2）一般競争入札 **【（坂本2）病棟・診療棟3階生理検査室改修機械設備工事】** （事務局より資料に基づき概要説明）	
・理由書の項目に「参加を見込んだ業者数及び算出根拠」とあるが、具体的な算出根拠はあるのか。	・過去の実績からみた見込みの数値である。
・理由書で「入札に参加しなかった業者に問い合わせたところ、当初は参加予定で準備していたが、地方自治体等の発注を含め工事量が増加したため、応札を見合わせた。」とあるが、問い合わせた業者全てが同じことを言っているのか。	・そのとおり
・公告してみて何者応札があるかは、入札時にしかわからないということか。また、応札が複数者であっても1者であっても入札の効力には影響はないという理解でよろしいか。	・そのとおり
・資格等級はどのように設定されているのかご教示願いたい。	・予め設定している区分により当該工事の概算金額ではC等級となるが、多くの参加者を募るため、一級上位のB等級を含めた、B又はC等級と設定している。
（3）一般競争入札 **【（坂本2）病院本館医療情報ネットワーク配線工事】** （事務局より資料に基づき概要説明）	
・理由書で「入札価格が安価になったのは、企業努力によるもので特に諸経費等についてのコスト縮減が大きかった。」とあるが、どういった要因で入札参加業者間の価格差が出るのかご教示願いたい。	・今回の工事内容は、通信ケーブルを建物内に張り巡らせるのみの工事である。配線作業等において、その部分を自社で行うか下請けに依頼するかで大きく変わってくると考えられる。また、落札した業者は、過去に本学での施工実績が多くあり、作業環境を熟知しているものと考えられ、その点も企業努力として経費の削減につながっていると捉えている。
（4）一般競争入札 **【（坂本2）基幹・環境整備（支障建物撤去等）設計業務】** （事務局より資料に基づき概要説明）	
・どのような項目で積算との乖離が大きかったのかご教示願いたい。また、調査基準価格は設定されていないので、低入価格調査のようなチェックはかからないという理解でよろしいか。	・設計業務については、工事と違い調査基準価格を設定しないため、落札価格が安価であっても適正な業務が可能ということであれば、契約締結している。なお、今回の設計業務は、とりこわしが主体の設計であったため、技術提案を求めるプロポーザル方式にはそぐわないと考え、一般競争入札（最低価格落札方式）を採用した。落札業者への聞き取り調査にもあるように、受注実績獲得のための諸経費低減等の企業努力により、全般的にコスト縮減を図り、本学の積算との乖離があったと考える。

別 紙

質　　問	回　　答
・受注実績獲得のための企業努力により全般的なコスト縮減が行われていたということだが、とりこわしに係る実施設計の実績を獲得することによって、業者にとって今後どのような点で有利になると推測されるのかご教示願いたい。	・将来的に色々な工事が発注されると考えるが、今後、とりこわしが主体となる改修工事の設計業務を発注する場合、とりこわしに係る設計の実績を求めることも考えられるため、有利となる可能性はある。
（5）一般競争入札（最低価格落札方式） **【（文教町2）事務局耐震改修電気設備工事】** （事務局より資料に基づき概要説明）	
・理由書で「設備の経費の割合が大きい」ということだが、照明器具、分電盤等の価格は公開されているのか。また、分電盤はどのように積算をされているのかご教示願いたい。	・照明器具の価格については、カタログ等で確認できるが、実勢価格は不明のため、積算の際には調査実績に基づいた掛率にて算出している。分電盤については、オーダーメイドであるため、見積りを3者以上から徴取している。なお、参考に公開している数量書に見積書徴取メーカーを記載している。
（6）一般競争入札（最低価格落札方式） **【（坂本1）原爆後障害医療研究所照明設備改修工事】** （事務局より資料に基づき概要説明）	
・理由書の点検事項発生までの状況では、資材価格が安く抑えられたことから調査基準価格を下回る金額で応札されたという趣旨が記載されているが、事後的な調査・分析及び改善策では、「直接工事費、共通費等を低く抑えた」という記載になっている。直接工事費とは資材価格を含んだ言い方という理解でよろしいのか。	・そのとおり
（7）随意契約 **【（坂本2）中央診療棟入退室管理設備増設工事】** （事務局より資料に基づき概要説明）	
・理由書に記載されている「長崎大学学内規則」とは何を指すのか。	・長崎大学会計規則第13条（契約の方法）第3項で「契約が次の各号の一に該当する場合においては、随意契約によることができる。」と規定されており、同条同項第1号の「契約の性質又は目的が一般競争及び指名競争を許さないとき」に該当する。
・工事業者が製品として調達をしたうえで工事を受注することも可能だったと考えられるが、メーカーと随意契約に至った理由をご教示願いたい。	・当該メーカーの入退室管理機器を増設することについて、数社へ見積もり依頼を行ったが、安全等の問題から他社製品の改造・改修を行う事に責任が持てない等の理由により見積りを取ることができなかったため、随意契約となった。
・随意契約に対するイメージが非常に厳しい現在において、随意契約理由書の中で「最良と判断される。」という文言があるが、他に選択肢があるように見える。この点についてどのように考えられているか説明願いたい。	・技術的に他の企業が実施することができない工事と捉え、随意契約とした。

別 紙

質　　問	回　　答
7. その他 平成29年9月6日に本学ホームページで公表された「長崎大学高度安全実験施設基本構想検討業務」について説明を行い、意見を求めた。	・契約手続については、特に意見はなかった。